

## BC本人訴訟！ 伴助役も！法廷での証言待ってます！！

会社は、ボーナスカット裁判本人訴訟（BC本人訴訟）においてこれまで開催された裁判の中で、3人の原告に対してボーナスカットの証拠を何も明らかにしていません。

12月7日付け大二運分会情報「交差点No.425」において原告前田さんに対して会社が出してきた裁判資料の抽象的な「非違行為」とやらの一部の主張と原告前田さんの主張を「中嶋助役編」で明らかにしてきました。

今回は、「伴助役編」で明らかにします！

### (被告会社の主張)

#### (20) 事象No.20

平成25年3月24日18時10分頃、532A列車に車掌として乗務していた原告は、新大阪駅発車前、ドア開扉の際に、移動禁止の表示の確認を失念したため、添乗していた管理者から注意指導を受けた。

#### (21) 事象No.21

平成25年3月24日18時15分頃、532A列車に車掌として乗務していた原告は、新大阪駅発車後、車両搭載品等の確認を失念したため、添乗していた管理者から注意指導を受けた。

#### (22) 事象No.22

平成25年3月24日18時28分頃、532A列車に車掌として乗務していた原告は、京都駅到着時、車側灯の点灯確認の方法を誤ったため、添乗していた管理者から注意指導を受けた。

### (原告前田さんの主張)

#### 事象No.20について…

同列車には、私服で伴助役が添乗し、京都駅で下車した。…532A列車は新大阪駅25番線より発車する列車であり、同番線の移動禁止表示器は列車番号表示器の真上に設置されており、列車番号を確認する時に移動禁止表示器は必ず視界に入り込むことから、確認を失念することなど有り得ない。

#### 事象No.21について…

乗務の都度、車両搭載品を常に確認しており、確認を失念するなど有り得ない。後部車掌は新大阪発車後に直ちに車内巡回に赴き、京都駅到着5分前に後部運転台に戻るように定められている…作業が連続するため、添乗していた管理者をして車掌に対して、話しかける暇さえないのである

#### 事象No.22について…

駅到着時の車側灯の点灯確認を常に正確に行っており、点灯確認方法を誤ることなど有り得ない。したがって、管理者から注意指導された事実も存在しない。

【シリーズBC本人訴訟 伴助役編！】